

性犯罪の罰則に関する検討会

二度と加害をしない人生を歩む

被害者にも加害者にもならない社会へ



特定非営利活動法人

しあわせなみだ

2014年11月28日



刑法見直しによる「被害者にも加害者にもならない社会の実現」

(定義における課題)

【暴行・脅迫要件の撤廃】

- ▼異性から無理やり性交されたことがある女性のうち、加害者と面識のあった女性は**76%**
(内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」)
- ▼面識があれば、暴行・脅迫なく加害を実行できる
- ▼特に一八歳未満の者、障がいのある者、同居を含めた家族・親族関係にある者、従属関係にある者は、暴行・脅迫を用いなくても同意せざるをえない地位にある
- ▼性犯罪に遭った時、加害者の暴力をエスカレートさせない戦略は、「平静さを保つこと」である。命を守るための手段が「同意」と判断される。
- ▼被害者が「暴行・脅迫があった」ことを立証し強姦罪を成立させるのではなく、加害者が「同意があった」ことを立証し無罪を主張する裁判への転換

【主体・範囲の拡大】

- ▼虐待に遭った子どもの**44%**は小学校入学前(厚生労働省「平成24年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」)
- ▼低年齢、男性等、性器を性器に挿入できない者に対し、性交類似行為で性的欲求を満たしても、強かんにならない



刑法見直しによる「被害者にも加害者にもならない社会の実現」

(地位・関係性における課題)

【加害者が家族】家族関係を崩壊させる犯罪への加重

- ▼異性から無理やり性交されたことがある女性のうち、親族関係にある加害者(親(保護者)、きょうだい、配偶者、親戚)が45%
(内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」)
- ▼家族の加害を訴える困難さ
- ▼生計中心者による加害を訴える困難さ

【被害者が障がい児者】一定の地位を利用した犯罪への加重

- ▼障がい女性の36%は性被害を経験
(DPI女性障害者ネットワーク「障害女性についての複合差別調査」)
- ▼障がいを持ち加害を訴える困難さ
- ▼ケアされる側がケアする側を訴える困難さ



刑法見直しによる「被害者にも加害者にもならない社会の実現」

(更正の視点を持った法定刑)

【加害者が障がい者】更生の観点をもった法定刑

- ▼受刑者の**44%**がIQ79以下(22%はIQ69以下、22%はIQ70～79)(法務省「矯正統計」)
 - ▼IQ79以下の受刑者の99%は知的障がいの認定を受けていない(法務省「矯正統計」)
 - ▼障がいにより、適切な性教育を受ける機会を奪われていることが、加害のリスクを高める
 - ▼障がいにより、加害者自身も、被害に遭っている
- ※IQ～35:重度知的障がい/36～50:中度知的障がい/51～75:軽度知的障がい

【加害者が虐待経験者】更生の観点を持った法定刑

- ▼少年院在籍者の**96%**は暴力被害者(70.5%は家族及び家族以外の者による加害を経験、23.1%は家族以外の者による加害を経験、2.2%は家族による加害を経験)
(法務省「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」)
- ▼被害者支援の不足が新たな加害を生み出す



更生の観点を持った懲役

入所時

障害判定

長崎モデル

70未満が20%
70~79が20%

60歳以上
15%

【凡例】

処遇	刑務所職員
状態	外部機関

入所中

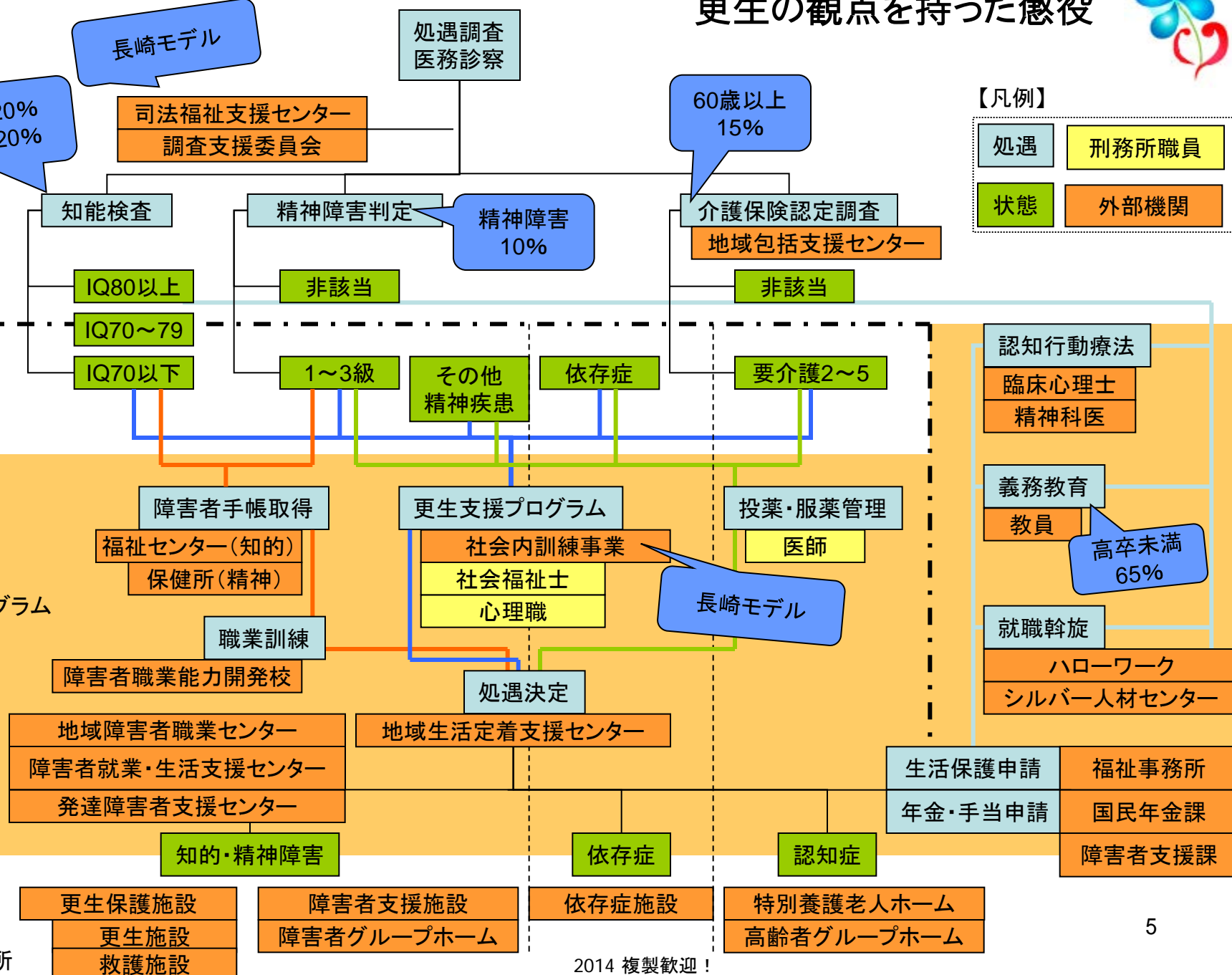
障害に合わせた更生プログラム

出所前

出所後の住居・生活費確保

出所

居場所を確保し出所





刑法見直しによる「被害者にも加害者にもならない社会の実現」

(非親告化)

【非親告化】

- ▼性犯罪を警察に届け出るのは**13%**(法務総合研究所「第3回犯罪被害実態(暗数)調査」
87%の加害者を放置して法治国家と言えるのか)
- ▼虐待防止法(児童・高齢者・障害者)で性的虐待による保護が実施されても、加害者は
放置されている
- ▼親告罪の理由として挙げられる「被害を訴えることによる心身の負担」や「被害者の
プライバシーが守られない」のは「被害者支援の不足」、「被害者の名誉が侵害される」のは
「性犯罪に対する誤解・偏見」が原因である。社会の不備が「親告罪」となり、
性犯罪被害者にその責任が押しつけられている。